

## トピックス

## 01 国民健康保険のお知らせ

ホームページID 985675812 問合せ 保険医療課(Tel.23-7625)

「資格確認書」・「資格情報のお知らせ」を送付します

「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」(8月1日(土)から使用)を7月中旬に送付します。

## 対象、送付する書類

マイナンバーカードの 保険証利用登録	対象者	送付する 書類
なし	全員	資格確認書
あり	現在交付されている 「資格情報のお知らせ」に 有効期限の記載がある方	資格情報の お知らせ
あり	現在資格確認書が 交付されている方	

※マイナンバーカードの保険証利用登録を行い、現在交付されている「資格情報のお知らせ」に有効期限の記載がない方には、新しい「資格情報のお知らせ」を送付しません。引き続き現在交付されているものをご利用ください。

## 保険税を決定します

世帯主宛に、国民健康保険税納税通知書を7月中旬に送付します。

納付方法▶下記のいずれかの方法で納付してください。納め方は納税通知書に記載しています。

## ①普通徴収(口座振替か納付書)

7月～令和9年3月に9回納付。納付は原則口座振替です。口座振替の手続きは市ホームページをご覧ください。

## ②特別徴収(年金天引き)

年金支給月に年金から天引き。

計算方法▶被保険者の人数と前年の所得を基に、世帯単位で算定します。令和8年度の税率などについては市ホームページをご覧ください。

## その他▶

◆「市民税・県民税申告書」や「確定申告書」を3月17日(火)以降に提出した場合、本来とは異なる保険税や自己負担となることがあります。

◆7月以降に資格の異動や所得額の変更などがあった場合、保険税額を再計算し、異動に係る届出をした月の翌月に変更通知書を送付します。

## 限度額適用認定証などの更新時期です

現在の認定証の有効期限は7月31日(金)です。入院や高額な外来診療の予定があり、8月以降も引き続き認定証が必要な方は、8月中に更新手続きをしてください。マイナ保険証を利用する場合、更新手続きは不要です。

## 対象となる認定証

- ◆国民健康保険限度額適用認定証
- ◆国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

## 手続きに必要なもの

- ◆対象者の「資格確認書」か「資格情報のお知らせ」
- ◆来庁者の本人確認書類(運転免許証など)
- ◆マイナンバー確認書類(世帯主と対象者のマイナンバーカード、マイナンバー通知カードなど)
- ◆別世帯の方が申請する場合は委任状

## 注意事項

- ◆現在、入院や高額な外来診療の予定がない方は、必要になった時に申請してください。
- ◆マイナ保険証を利用する場合、更新手続きは不要ですが、長期入院する方は申請が必要な場合もあります。
- ◆国民健康保険税を滞納している場合、限度額適用認定証などの交付を受けられません。

窓口で高額な自己負担額を支払う場合、マイナ保険証があれば、その場で上限額を超える支払いが免除されます。これまで必要だった事前の限度額適用認定証などの更新手続きが不要になるので、ぜひマイナ保険証をご利用ください。

# 02 後期高齢者医療保険のお知らせ

ホームページID 532949509 問合せ 保険医療課(Tel.23-7625)

## 「資格確認書」・「資格情報のお知らせ」を送付します

「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」(8月1日(出)から使用)を7月中旬に送付します。

### ◆85歳以上の方、84歳以下でマイナ保険証を普段からご利用されていない方

▶手続きなしで新たな「資格確認書」を送付します。資格確認書には住所の記載がありません。裏面の住所記入欄へご記入ください。



▲新しい資格確認書はオレンジ色です

### ◆84歳以下で、マイナ保険証を普段からご利用されている方(次の条件を両方満たす方)

- ①過去1年で6回以上マイナ保険証を利用した方
- ②おおむね直近3カ月以内にマイナ保険証を利用した方

▶「資格情報のお知らせ」を送付します。マイナ保険証での受診が難しくなった場合、申請手続き後、「資格確認書」での受診も可能です。

## あいち後期高齢者医療コールセンター

保険料の算定方法、資格確認書の負担割合、高額療養費などの各種給付についてはコールセンターへお問い合わせください。コールセンターの利用は通話料がかかります。

問合せ ▶Tel.0570-011-558(土日祝、年末年始は除く。7月11日(土)～8月30日(日)は土日祝も開設します。)

## 保険料を決定します

後期高齢者医療保険料額決定通知書・納入通知書を7月中旬に送付します。医療給付費増加や「子ども・子育て支援金制度」開始のため、愛知県後期高齢者医療広域連合では、令和8年度と9年度の保険料率を下記のように決定しました。

計算方法▶被保険者の令和7年の所得に応じて負担する「所得割額」・被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割額」を合算して計算します。

その他▶「市民税・県民税申告書」、「確定申告書」を3月17日(火)以降に提出した場合、本来とは異なる保険料や自己負担となることがあります。

○令和6・7年度の保険料率 (年額)

現 行	
区 分	医療分
所得割率	11.13%
被保険者均等割額	5万3,438円
年間上限額	80万円

○令和8・9年度の保険料率 (年額)

改 定 後			
区 分	医療分	子ども・子育て支援納付金分 (※1)	合 計
所得割率	10.48%	0.25%	10.73%
被保険者均等割額	5万6,130円	1,362円	5万7,492円
年間上限額	85万円	2万1,000円	87万1,000円

$$\text{年間保険料額} = \text{医療分} + \text{子ども・子育て支援納付金分}$$

$$\text{医療分} = \text{均等割額} 5万6,130円 + \text{所得割額}$$

$$(\text{総所得金額等}(\ast 2) - 43万円(\ast 3)) \times 10.48\%$$

$$\text{子ども・子育て支援納付金分} = \text{均等割額} 1,362円 +$$

$$\text{所得割額}(\text{総所得金額等} - 43万円(\ast 3)) \times 0.25\%$$

※1子ども・子育て支援納付金分については、令和8年度の料率であり、令和9年度分は令和8年度中に決定します。

※2総所得金額等とは、前年中の総所得金額、山林所得、分離課税の土地・建物・株式等の譲渡所得金額等の合計をいいます。

※3合計所得金額が2,400万円以下の場合

